

北海道有機農業推進計画（第4期）（案）

～みどりの北海道 オーガニックアクションプラン～

令和4年3月

北海道

■目 次

第Ⅰ章 北海道有機農業推進計画（第4期）について	1
1 有機農業推進の意義	
2 計画策定の趣旨	
3 目 的	
4 位置付け	
5 計画期間	
第Ⅱ章 有機農業について	4
1 有機農業とは	
2 有機農産物と有機 JAS	
3 有機農業の環境保全効果	
4 道における有機農業の推進	
第Ⅲ章 有機農業の現状と課題	7
1 有機農業の取組状況	
2 有機農業技術の開発・普及	
3 有機農産物等の販路拡大	
4 有機農業への理解醸成	
第Ⅳ章 施策の推進方針と展開方向	18
1 推進方針	
2 目標指標	
3 有機農業の取組拡大	
4 有機農業技術の開発・普及	
5 有機農産物等の販路拡大	
6 有機農業への理解醸成	
第Ⅴ章 計画推進のための各段階の取組	24
1 道における取組	
2 市町村、農協における取組	
3 関係機関・団体の取組	
第Ⅵ章 その他必要な対応	25
1 適切な進行管理	
2 必要な調査等の実施	
用語解説	26

参考資料

- 第6期北海道農業・農村振興推進計画（抜粋）
- 第4次北海道食の安全・安心基本計画（抜粋）
- 日本農林規格（有機 JAS 規格）の概要
- 有機農業の推進に関する法律
- 有機農業の推進に関する基本的な方針
- 環境保全型農業直接支払交付金の概要

・・・・・・・・

第 I 章 北海道有機農業推進計画（第4期）について

1 有機農業推進の意義

北海道は、豊かな自然と広大な土地を活かし、安全・安心で良質な食料を安定的に生産・供給する我が国最大の食料供給地域として、重要な役割を担っています。

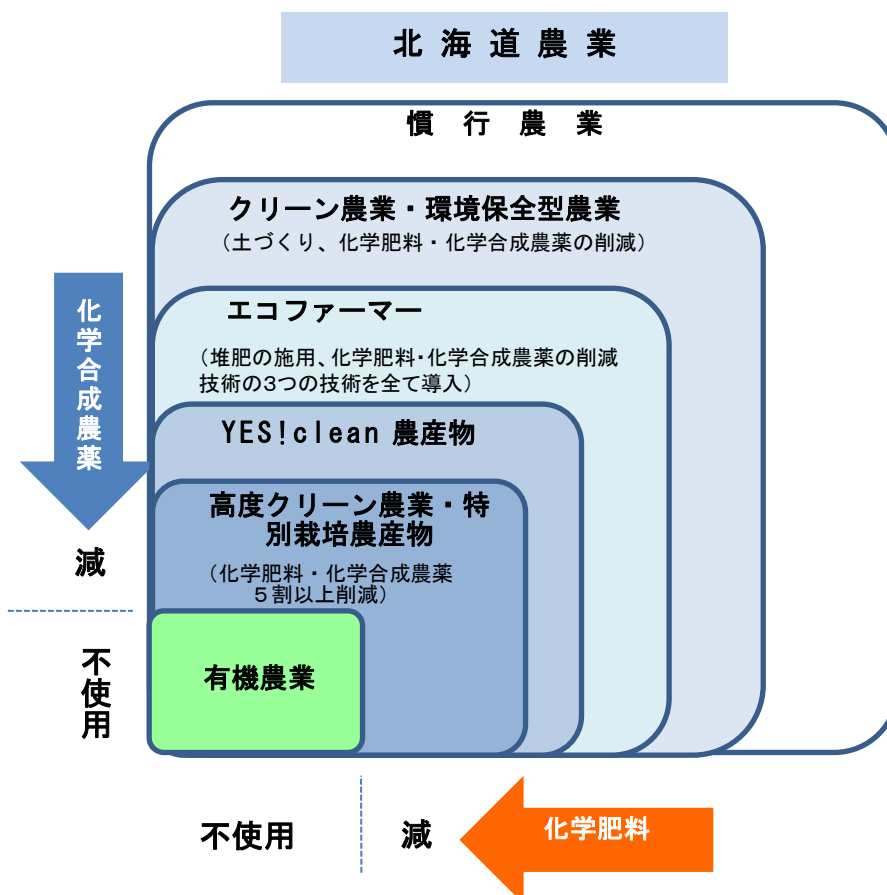
また農業は、食品加工など他産業とも深く結びついており、地域の経済と社会を支える基幹産業となっています。

一方、農業生産活動は、自然界における循環を基礎に成り立っており、本道農業が今後とも持続的に発展していくためには、環境への負荷をできる限り低減していくことが重要な課題となっています。そうした中で、化学肥料や化学合成農薬を使用しないことを基本とする有機農業は、農業本来の自然循環機能を大きく増進する生産方式であり、生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すなど、持続可能な開発目標（SDGs）やカーボンニュートラル（ゼロカーボン北海道）の達成に貢献する、環境保全型農業を推進するための先導的な役割を担っています。

また、有機食品市場は、国内外で拡大しており、成長を続けるオーガニック市場での道産シェア拡大は、道産農産物のブランド化にも寄与するものです。

このため、本道の恵まれた自然環境と技術などを結びつけ、持続可能な農業生産を目指し、安全・安心な農産物を求める消費者ニーズに応えていくため、本道の重要な農業形態の一つとして有機農業を位置づけ、積極的に推進していきます。

< 北海道における農業の概念図 >



2 計画策定の趣旨

平成 18 年（2006 年）12 月に成立した「有機農業の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 112 号。以下、「有機農業推進法」という。）を踏まえ、道は、平成 20 年（2008 年）3 月に「北海道有機農業推進計画」（以下、「推進計画」という。）を策定。平成 29 年（2017 年）3 月には第 3 期推進計画を策定し、有機農業の推進に取り組んできました。

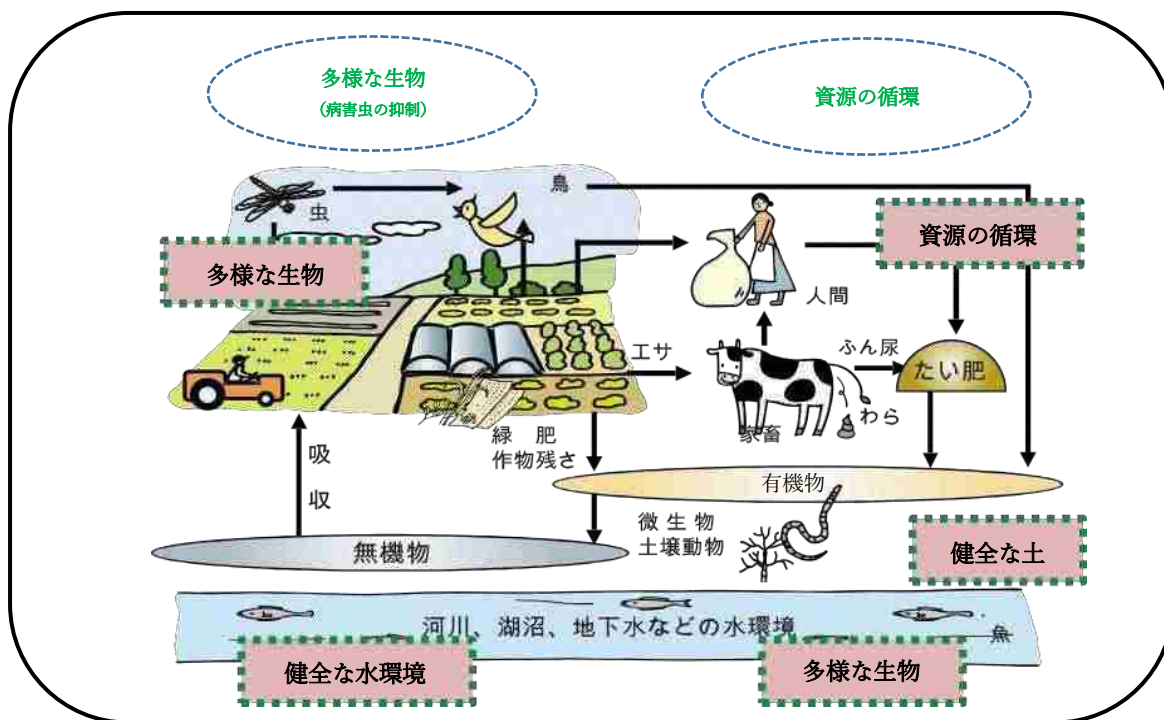
この第 3 期推進計画が令和 4 年（2022 年）3 月で終了することに伴い、これまでの取組の検証はもとより、社会情勢の変化等に適切に対応し、環境保全型農業の先導的役割を担う有機農業を推進するため、計画を策定するものです。

3 目 的

有機農業推進法において、有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものとされています。また近年、有機農業が生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明らかになってきたことから、国は令和 2 年（2020 年）4 月に改定した「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）において、有機農業の取組拡大は、農業施策全体及び農村における SDGs の達成にも貢献するものと位置づけています。

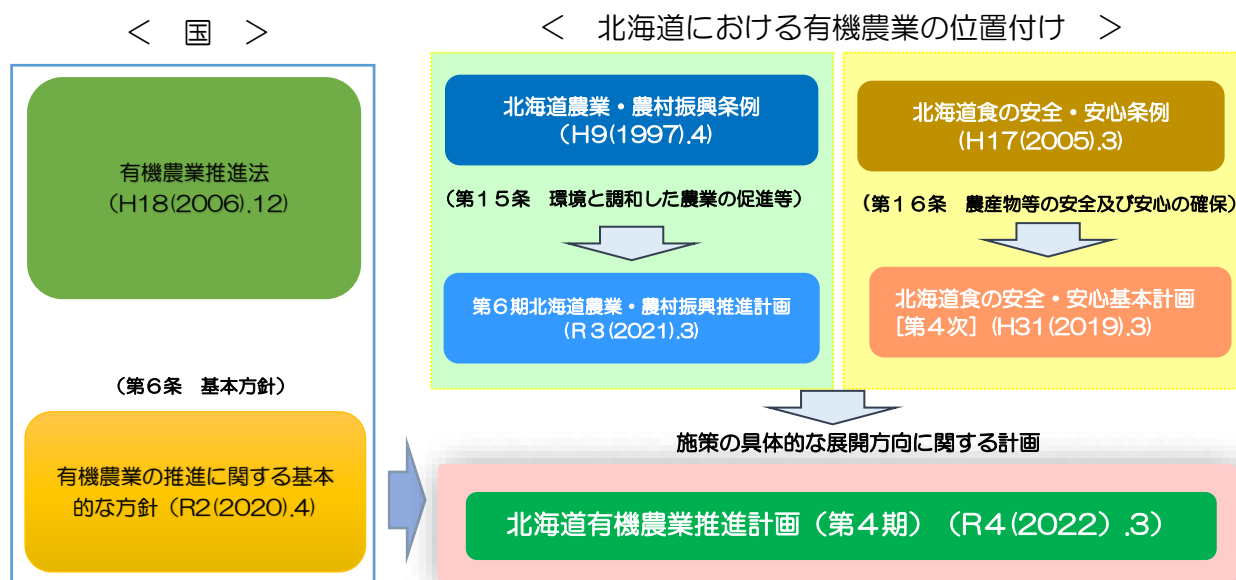
今回、道が策定する推進計画（第 4 期）は、環境保全型農業の先導的な役割を果たしている有機農業の安定的な拡大を図り、北海道農業が持続的に発展していくよう、今後、道が進めようとする施策の展開方向を示すものです。

＜有機農業による環境と調和の取れた農業生産のイメージ＞



4 位置付け

本推進計画は、有機農業推進法に定める「都道府県推進計画」であるとともに、「第6期北海道農業・農村振興推進計画」（令和3年（2021年）3月）及び「第4次北海道食の安全・安心基本計画」（平成31年（2019年）3月）に沿った施策別計画として位置づけます。



有機農業の推進に関する基本的な方針（概要）

＜基本的な事項＞

- 有機農業の取組拡大は、以下のような特徴から農業施策の推進に貢献。
 - ⇒ 農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減、さらに生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すなど農業施策全体及び農村における SDGs の達成に貢献。
 - ⇒ 国内外での需要の拡大に対し国産による安定供給を図ることが需要に応じた生産供給や輸出拡大推進に貢献。
- 有機農業の拡大に向け、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、以下の取組を推進。
 - ⇒ 有機農業の生産拡大：有機農業者の人材育成、産地づくりを推進。
 - ⇒ 有機食品の国産シェア拡大：販売機会の多様化、消費者の理解の増進を推進。

＜推進及び普及の目標＞

生産および消費の目標として、以下を設定。

【有機農業の取組面積】	23.5 千 ha(2017)→	63 千 ha(2030)
【有機農業者数】	11.8 千人(2009)→	36 千人(2030)
【有機食品の国産シェア】	60%(2017)	→ 84%(2030)
【週1回以上有機食品を利用する消費者の割合】	17.5%(2017)	→ 25%(2030)

＜推進に関する施策＞

- 有機農業を SDGs の達成に貢献するものとして推進し、その特徴を消費者に訴求していくため、人材育成、産地づくり、販売機会の多様化、消費者の理解の増進に関しては、国際水準（＝有機 JAS 規格）以上の有機農業の取組を推進。
- 調査や技術開発等は、国際水準に限らず幅広く推進。

5 計画期間

この計画の期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

社会経済情勢の変化等によって、計画の変更が必要となった場合には、道民の皆さんや北海道食の安全・安心委員会等の意見を聴いて見直しを行います。

第Ⅱ章 有機農業について

1 有機農業とは

有機農業推進法において、有機農業は、“化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を使用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業”と定義されています。

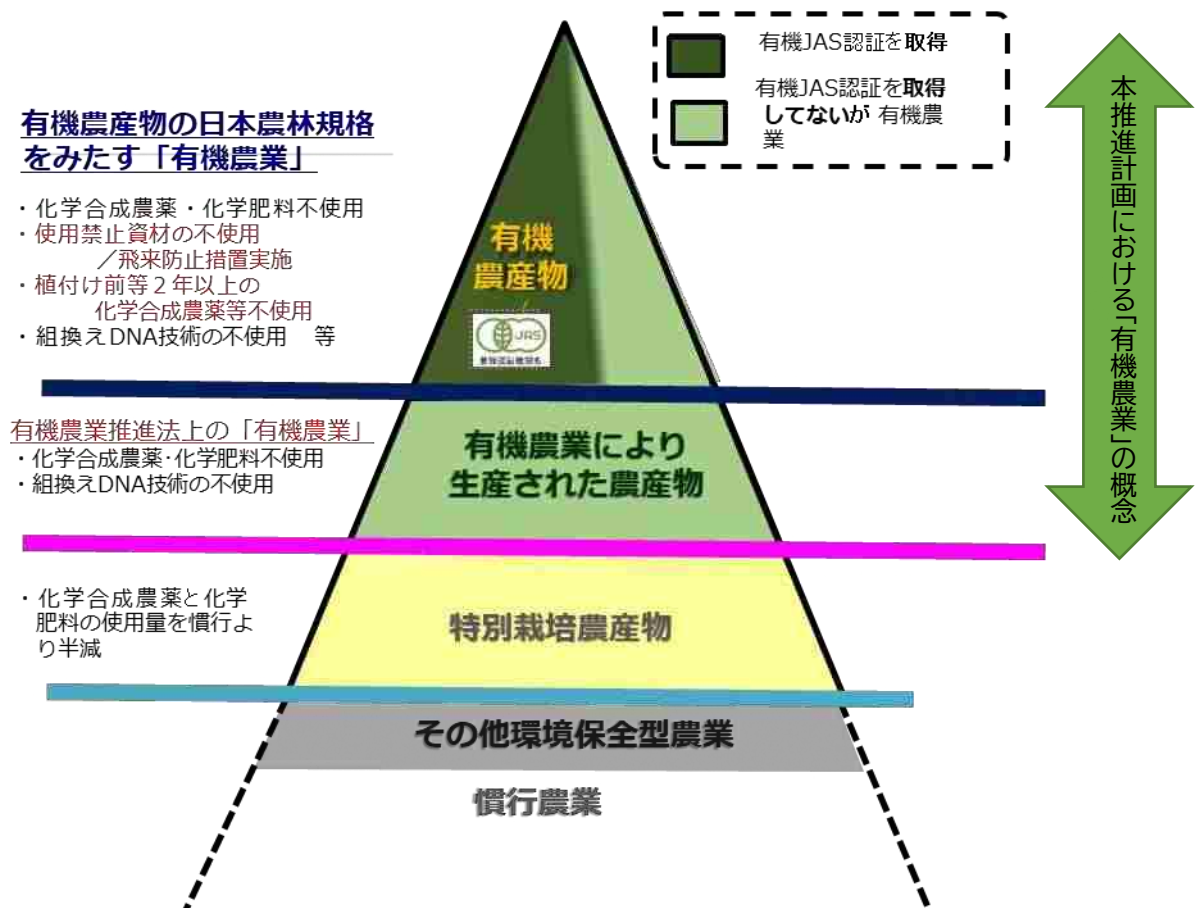
本推進計画における有機農業は、有機農業推進法の定義に準拠することとし、有機農産物の日本農林規格（有機 JAS 規格）を満たす有機農業よりも広い概念となります。

また、国際的には、コーデックス委員会によると“農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産システムである”とされています。

2 有機農産物と有機 JAS

有機農産物とは、有機 JAS 規格に従って生産された農産物であり、認証を取得した事業者は、「有機 JAS マーク」を使用し、農産物に「有機」「オーガニック」等と表示ができます。一方、有機 JAS 認証を取得していない事業者の農産物は、有機 JAS 規格を満たしていたとしても、「有機」「オーガニック」と表示することはできません。

■ 「有機農業」・「有機農産物」の概念図



◎ 有機農産物の日本農林規格（有機 JAS 規格）

国際食品規格の策定等を行うコーデックス委員会のガイドラインに準拠した「有機農産物の日本農林規格（有機 JAS 規格）」の基準に従って生産された農産物。

化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において、

- ・周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること
- ・は種又は植付け前 2 年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと
- ・組換え DNA 技術の利用や放射線照射を行わないこと

などが要件とされている。

これとは別に、有機畜産物、有機飼料、有機加工食品に係る日本農林規格がある。

（参考資料に掲載）

◎ 有機 JAS マーク

上記の有機 JAS 規格の基準に従って生産されていることを第三者機関が認証した事業者が生産する有機食品等（農産物、畜産物、加工食品、飼料）には、「有機 JAS マーク」の使用が認められており、このマークが付されたもののみが「有機」「オーガニック」と表示できる。



認証を受けていない農産物等に「有機」「オーガニック」等を表示することはできません。



有機 JAS マーク
（国の規格）

◎ 有機食品の同等性（令和 3 年（2021 年）4 月現在）

有機食品の同等性とは、国家・地域間で有機の認証体制等について「同等性」が認められれば、他国・地域の有機認証を自国の有機認証と同等のものとして取り扱うこととする取り決め。

区 分	国・地域名
日本の有機 JAS 認証の同等性を承認した国・地域	EU（27 か国）、米国、スイス、カナダ、英国、台湾
日本が有機食品の同等性を承認した国・地域	EU（27 か国）、豪州、米国、スイス、アルゼンチン、ニュージーランド、カナダ、英国、台湾

（※）EU 27 か国の内訳

ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、クロアチア

3 有機農業の環境保全効果

有機農業は、化学的に合成された肥料や農薬を使用しないことから、農業の自然循環機能を大きく増進させるとともに、環境への負荷をできるだけ低減した農業生産方式であり、生物多様性の保全のほか、温室効果ガスの排出抑制や土壌への炭素貯留など地球温暖化防止に寄与することが明らかになってきており、SDGs やカーボンニュートラルの達成に資する取組です。

< SDGs（持続可能な開発目標） >

平成 27 年（2015 年）の国連サミットで採択された国際社会の開発目標。

全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会を目指して、17 のゴール（目標）で構成。



道が策定した「北海道 SDGs 推進ビジョン」や、クリーン農業推進計画では、「ゴール 2」、「ゴール 8」、「ゴール 9」、「ゴール 17」などの目標に有機農業に関連づけているほか、国際有機農業運動連盟は、この他に「ゴール 3」「ゴール 6」「ゴール 12」「ゴール 13」「ゴール 15」を有機農業に関連づけている。

< 有機農業に関連する SDGs のゴール >

ゴール 2：飢餓をゼロに

ゴール 3：すべての人に健康と福祉を

ゴール 6：安全な水とトイレを世界中に

ゴール 8：働きがいも経済成長も

ゴール 9：産業と技術革新の基盤をつくろう

ゴール 12：つくる責任つかう責任

ゴール 13：気候変動に具体的な対策を

ゴール 15：陸の豊かさも守ろう

ゴール 17：パートナーシップで目標を達成しよう

4 道における有機農業の推進

道では、平成 16 年（2004 年）度から、「有機農業総合推進事業」を実施するなど、有機農業技術の開発や普及、消費者に対する普及啓発や生産者との交流促進など、有機農業の拡大の取組を進めてきました。また、平成 17 年（2005 年）3 月には、「北海道食の安全・安心条例」が制定され、有機農業の推進を明記するとともに、平成 18 年（2006 年）3 月には、「北海道クリーン農業・有機農業推進プラン」を策定しました。さらに、同年 12 月に「有機農業推進法」が成立したことから、平成 19 年（2007 年）に第 1 期推進計画を策定し、その後おおむね 5 年ごとに見直し・策定を行いながら、農業者、関係機関・団体と一体となってその取組を推進してきたところです。